

佐倉市規則第 号

佐倉市債権管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、佐倉市債権管理条例（令和4年佐倉市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（台帳の記載事項）

第2条 条例第5条に規定する台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 債権の名称
 - （2） 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）
 - （3） 債権の金額
 - （4） 債権の発生原因及び発生年月日
 - （5） 債権の履行期限
 - （6） 履行状況、対応状況等
 - （7） 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項（担保の設定がある場合に限る。）
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （議会への報告）

第3条 条例第8条に規定する報告は、一会計年度中に放棄した債権について、当該年度の翌年度に招集される決算を認定に付する議会において行うものとする。

2 前項の規定により報告する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の件数
- (3) 放棄した債権の金額
- (4) 放棄した事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。